

仙台市の情報公開・個人情報保護 運用状況報告書

令和2年度

令和3年11月

仙台市総務局総務部文書法制課

仙台市の情報公開・個人情報保護

運用状況報告

市政の透明化を図り、市民に開かれた行政を一層推進するため、仙台市では平成3年10月1日に「仙台市情報公開条例」を施行しました。同条例は平成12年12月の市議会で全面改正され、翌年4月からは、より充実した内容をもった新条例が施行されています。

本市の情報公開制度は、市が公文書という形で保有する情報を市民の請求により公開する「公文書開示制度」と、市政情報センターの運営をはじめとする「市政情報の提供」を2つの柱としています。

また、高度情報化社会の中にあって、市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保等を図るため、平成9年10月1日からは「仙台市個人情報保護条例」が施行されています。この条例についても「個人情報の保護に関する法律」の全面施行を受け、平成16年12月に全部を改正し、平成17年4月1日から施行しています。

両制度を取り巻く環境が日々変化し続ける状況において、これからも、制度の理念を実現するため、その適正な運用に努めてまいります。

目 次

情報公開制度

公文書開示制度の実施状況

1 開示請求の件数及び処理状況	2
2 実施機関別の請求件数	3
3 請求内容の内訳	4
4 非開示・一部開示理由の内訳	5
5 審査請求の状況	5

仙台市情報公開審査会の運営状況

仙台市情報公開審査会の開催状況	6
-----------------	---

市政情報の提供

1 市政情報センターの設置目的	7
2 市政情報センター等の利用状況	8
3 有償刊行物の頒布状況	9

資 料

審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）	11
-------------------------	----

個人情報保護制度

個人情報保護制度の実施状況

1 個人検索情報事務の届出状況	13
2 開示請求の件数及び処理状況	14
3 請求内容の内訳	15
4 非開示・一部開示理由の内訳	15
5 口頭その他の方法による開示の実施状況	16
6 訂正請求の件数及び処理状況	17
7 利用停止請求の件数及び処理状況	17
8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況	18
9 審査請求の状況	18

仙台市個人情報保護審議会の運営状況

仙台市個人情報保護審議会の開催状況	19
-------------------	----

資 料

1 審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）	21
2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和2年度）	30

情報公開制度

公文書開示制度の実施状況

1 開示請求の件数及び処理状況

公文書開示請求及び対象となった公文書の件数とその処理状況は、次のとおりです。

令和2年度は、令和元年度（平成31年度）に狭あい道路等の協議に関する文書等の情報提供を開始したことに伴い、前年度と比べて請求件数が減少しています。

(単位：件)

年 度	請 求 件 数	対 象 公文書数 A	処 理 状 況						開示率 (%) ※
			開 示 B	一 部 開 示 C	非開示 D	不 存 在 E	存 否 応 答 拒 否 F	取 下 げ G	
平成 30 年度	1,992	4,256	1,631	2,496	9	57	0	63	99.8
令和元年度 (平成 31 年度)	1,855	4,006	1,685	2,234	0	17	0	70	100.0
令和 2 年度	1,439	2,727	1,598	1,051	4	29	2	43	99.8

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

2 実施機関別の請求件数

実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。実施機関別に見ると、市長に対する請求が一番多く、次いで水道事業管理者、教育委員会の順となっています。

(単位：件)

実施機関	平成 30 年度		実施機関	令和元年度 (平成 31 年度)		実施機関	令和 2 年度				
	請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数		請求 件数	対 象 公文書数			
市 長	1,885	3,990	市 長	1,726	3,726	市 長	1,290	2,404			
内 訳	危機管理室	0	0	内 訳	危機管理室	4	37	内 訳	危機管理室	1	2
	総務局	13	30		総務局	10	47		総務局	11	20
	まちづくり政策局	9	18		まちづくり政策局	6	10		まちづくり政策局	4	10
	財政局	30	61		財政局	15	54		財政局	21	54
	市民局	14	299		市民局	11	35		市民局	6	13
	健康福祉局	33	68		健康福祉局	35	65		健康福祉局	35	110
	子供未来局	19	23		子供未来局	18	92		子供未来局	13	31
	環境局	20	125		環境局	12	33		環境局	26	56
	経済局	18	54		経済局	12	47		経済局	27	80
	文化観光局	6	13		文化観光局	10	34		文化観光局	9	14
	都市整備局	559	878		都市整備局	562	863		都市整備局	507	735
	建設局	186	347		建設局	209	647		建設局	251	516
	青葉区	403	805		青葉区	382	749		青葉区	202	353
	宮城野区	150	330		宮城野区	144	300		宮城野区	44	83
	若林区	179	423		若林区	100	222		若林区	33	73
	太白区	170	394		太白区	142	354		太白区	63	158
泉区	76	122	泉区	54	137	泉区	37	96			
会計室	0	0	会計室	0	0	会計室	0	0			
議会の議長	11	26	議会の議長	2	3	議会の議長	1	2			
教育委員会	46	90	教育委員会	31	79	教育委員会	38	97			
選挙管理委員会	1	4	選挙管理委員会	0	0	選挙管理委員会	0	0			
人事委員会	1	30	人事委員会	0	0	人事委員会	3	3			
監査委員	0	0	監査委員	0	0	監査委員	0	0			
農業委員会	0	0	農業委員会	0	0	農業委員会	1	1			
固定資産評価審査委員会	2	9	固定資産評価審査委員会	0	0	固定資産評価審査委員会	0	0			
水道事業管理者	27	41	水道事業管理者	42	90	水道事業管理者	69	152			
交通事業管理者	8	48	交通事業管理者	22	53	交通事業管理者	17	36			
ガス事業管理者	1	1	ガス事業管理者	7	12	ガス事業管理者	2	2			
病院事業管理者	2	5	病院事業管理者	4	5	病院事業管理者	3	3			
消 防 長	8	12	消 防 長	21	38	消 防 長	15	27			
合計	1,992	4,256	合計	1,855	4,006	合計	1,439	2,727			

3 請求内容の内訳

開示請求の対象となった公文書の請求内容別の内訳は、次のとおりです。工事及び業務委託の金額入り設計書に対する請求が最も多く、次いで開発行為及び宅地造成工事の許可に関する文書、狭あい道路等の協議に関する文書の順となっており、以上の3類型で全体の約7割を占めています。

(単位：件)

請求内容	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
工事，業務委託の金額入り設計書	364	363	476
開発行為，宅地造成工事の許可に関する文書	411	445	400
狭あい道路等の協議に関する文書	633	594	144
住居表示，地番に関する文書	39	30	31
土地区画整理事業の面積等に関する文書	35	34	20
造成宅地活動崩落緊急対策工事に関する図面	23	18	17
建築物の解体工事等の届出に関する文書	90	1	10
指定管理者の選定に関する文書	5	10	9
中高層建築物の建築に係る近隣説明に関する文書	63	6	6
その他の文書	329	354	326
合計	1,992	1,855	1,439

4 非開示・一部開示理由の内訳

非開示又は一部開示決定をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第7条	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
第1号 (法令秘情報)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	2 (0.2%)
第2号 (個人情報)	2,443 (84.9%)	2,101 (80.6%)	986 (79.1%)
第3号 (法人情報)	396 (13.8%)	487 (18.7%)	181 (14.5%)
第4号 (公共の安全・秩序の 維持に関する情報)	3 (0.1%)	1 (0.0%)	2 (0.2%)
第5号 (審議・検討・協議に 関する情報)	1 (0.0%)	3 (0.1%)	2 (0.2%)
第6号 (行政運営情報)	31 (1.1%)	13 (0.5%)	74 (5.9%)
合 計	2,876 (100.0%)	2,606 (100.0%)	1,247 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数、対象となった公文書の件数及び仙台市情報公開審査会への諮問数は、次のとおりです。

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
審査請求の件数	2	2	0
対象公文書の件数	3	3	0
情報公開審査会への諮問数	2	1	0

仙台市情報公開審査会の運営状況

仙台市情報公開審査会の開催状況

令和2年度においては、仙台市情報公開審査会に諮問された案件がなかったため、会議の開催はありませんでした。

市政情報の提供

1 市政情報センターの設置目的

情報公開の推進は、公文書開示制度の運用だけで達せられるものではありません。併せて、従来から行われてきた市政情報の提供施策を拡充し、市民がより身近に市政に関する情報に接することができる環境づくりが必要です。そこで、市民への情報開示・提供の窓口となる機能、市関連刊行物を継続して収集し、提供する機能などを果たす情報センターの設置が望まれました。

本市の「市政情報センター」は、仙台市情報公開条例の施行に2年ほど先行し、平成元年10月2日市役所本庁舎1階に設置されました。同センターでは、市政情報に関する相談・案内、市関連刊行物・行政資料の閲覧、貸出、販売及びインターネットによる仙台市ホームページの閲覧等を行っています。

また、より市民に身近な施設として、平成5年9月28日に若林区に「若林区情報センター」を、平成11年6月1日に太白区に「太白区情報センター」を、平成24年8月28日に宮城野区に「宮城野区情報センター」を設置し、市民に利用されています。

(1) 主な閲覧資料

- ・市が発行する刊行物（事業概要、統計、答申書、調査報告書、記録書、計画書、資料集、図面、市議会議事録等）
- ・市政だより、施設利用案内等の広報刊行物
- ・仙台市例規、宮城県例規
- ・仙台市史、泉市誌、宮城町誌、秋保町史等の市史・町史刊行物
- ・市の附属機関等の会議公開状況等
- ・地図、新聞等

(2) 主な有償刊行物

- ・データ仙台、各種統計資料（仙台市統計書、統計時報、町名別人口等）
- ・仙台市総合計画、仙台市実施計画、都市計画マスタープラン等
- ・開発行為・宅地造成工事 許可申請の手引き
- ・その他（職員録、文化財パンフレット等）

2 市政情報センター等の利用状況

(1) 市政情報センター

		平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
利用者数 (人)		13,163	11,347	8,370
一日あたり利用者数 (人)		57	50	36
相談	窓口 (件)	612	633	456
	電話等 (件)	246	245	224
コピー	人数 (人)	910	772	677
	金額 (円)	164,550	175,390	119,720
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	1,370	1,325	1,112
	金額 (円)	901,480	849,820	733,160
図書貸出	人数 (人)	125	120	69
	冊数 (冊)	252	229	156
インターネット閲覧 (件)		291	214	164

(2) 宮城野区情報センター

		平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	30	24	14
	金額 (円)	20,150	18,850	11,900
図書貸出	人数 (人)	1	7	0
	冊数 (冊)	1	16	0
インターネット閲覧 (件)		144	109	45

(3) 若林区情報センター

		平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	32	15	12
	金額 (円)	24,000	9,200	7,300
図書貸出	人数 (人)	9	15	3
	冊数 (冊)	13	19	5
インターネット閲覧 (件)		106	137	144

(4) 太白区情報センター

		平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
有償刊行物 頒布	冊数 (冊)	38	28	22
	金額 (円)	24,210	20,330	27,250
図書貸出	人数 (人)	27	12	7
	冊数 (冊)	35	23	14
インターネット閲覧 (件)		110	171	46

3 有償刊行物の頒布状況

令和2年度の市政情報センター等での有償刊行物の頒布数ベストテンは、次のとおりです。

順位	刊行物名	価格 (円)	頒布数 (冊)
1	職員録	500	740
2	都市計画総括図	1,000	77
3	仙台市地価マップ	1,000	57
4	「辻標」改訂版	500	50
5	町名別世帯数及び人口	100	29
6	せんだい街路樹マップ（改訂版）	500	27
7	杜の都の名木・古木（平成29年3月）	1,000	23
8	開発行為・宅地造成工事許可申請の手引	2,600	13
9	仙台市立小学校・中学校通学区域図	600	10
	仙台城本丸跡の発掘	400	10
10	仙台城下絵図の魅力	500	9

（注）頒布数は、市政情報センター、宮城野区情報センター、若林区情報センター及び太白区情報センターの合計です。

資 料

審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）

1 審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）

平成30年度以降に仙台市情報公開審査会に諮問した審査請求の処理状況は、次のとおりです。

諮問番号	請求年月日	文書件名	原処分	非開示理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担当課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法による決定又は裁決 年月日・内容
81	H30.9.5	〇〇〇クラブの提出した集団資源回収実施団体登録申請書（新規）及び集団資源回収実施団体登録変更届	一部開示	第2号 個人情報 第3号 法人情報	①H30.9.13 ②H30.10.30 ③H31.1.17	環境局 廃棄物事業部 家庭ごみ減量課	R元.7.2 原処分妥当	R元.9.2 棄却
82	H30.12.6	仙台市固定資産評価委員会委員の略歴書（最新委員について）（平成29年第83号議案別紙，平成28年第787号議案別紙）	一部開示	第2号 個人情報	①H30.12.20 ②H30.12.24 ③H31.1.24	議会事務局 議事課	R元.9.24 一部不適當	R元.12.2 一部認容
83	H31.2.6	・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成26年8月～平成27年7月 実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第1回業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第2回業務連絡会資料〕 ・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成28年度 実施報告〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成28年度 第1回業務連絡会資料〕	一部開示	第2号 個人情報 第6号 行政運営情報	①H31.2.20 ②H31.4.8 ③H31.4.26	市民局 協働まちづくり 推進部 男女共同参画課	R2.2.10 一部不適當	R2.3.13 一部認容

個人情報保護制度

個人情報保護制度の実施状況

1 個人検索情報事務の届出状況

仙台市個人情報保護条例第6条の規定により、実施機関は、個人検索情報事務を開始、変更しようとするとき、又は廃止したときは、市長に届け出ることとされています。

届出事項は、個人検索情報事務の名称及び目的、個人情報の記録項目、個人情報の対象者の範囲、個人情報の収集先、個人検索情報事務を所管する組織の名称、個人情報の電子計算機処理の有無などです。届出のあった事項については、市政情報センターで閲覧できます。

令和2年度の届出状況は、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	届出件数				令和3年3月31日 現在届出事務数	
	開始	変更	廃止	計		
市長	危機管理室	0	0	0	0	9
	総務局	1	7	0	8	21
	まちづくり政策局	3	5	2	10	17
	財政局	0	9	1	10	37
	市民局	1	10	2	13	46
	健康福祉局	7	22	6	35	160
	子供未来局	1	16	0	17	71
	環境局	2	4	1	7	66
	経済局	0	1	0	1	25
	文化観光局	0	1	0	1	11
	都市整備局	1	3	0	4	100
	建設局	7	0	1	8	103
	区役所	2	3	0	5	126
	会計室	0	0	0	0	3
消防長	0	13	2	15	59	
教育委員会	0	1	3	4	93	
選挙管理委員会	0	1	0	1	13	
人事委員会	0	0	0	0	3	
農業委員会	0	0	0	0	2	
水道事業管理者	0	1	0	1	17	
交通事業管理者	0	0	1	1	22	
ガス事業管理者	0	0	0	0	11	
病院事業管理者	0	4	0	4	39	
合計	25	101	19	145	1,054	

(注) 「個人検索情報事務」とは、個人情報を取扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、当該個人を容易に検索し得る状態で、体系的に個人情報を記録する公文書（電磁的記録を含む）の使用を伴うものをいいます。

2 開示請求の件数及び処理状況

令和2年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	請求 件数	対 象 公文書数 A	処 理 状 況						開示率 (%) ※
			開 示 B	一 部 開 示 C	非開示 D	不存在 E	存 否 応 答 拒 否 F	取下げ G	
市 長	77	171	103	61	3	3	0	1	98.2%
内 訳	危機管理室	0	0	0	0	0	0	0	-
	総 務 局	4	9	9	0	0	0	0	100.0%
	まちづくり政策局	0	0	0	0	0	0	0	-
	財 政 局	3	14	12	2	0	0	0	100.0%
	市 民 局	17	61	22	33	3	3	0	94.8%
	健康福祉局	24	31	19	12	0	0	0	100.0%
	子供未来局	8	20	14	6	0	0	0	100.0%
	環 境 局	1	1	1	0	0	0	0	100.0%
	経 済 局	0	0	0	0	0	0	0	-
	文化観光局	0	0	0	0	0	0	0	-
	都市整備局	1	6	6	0	0	0	0	100.0%
	建 設 局	0	0	0	0	0	0	0	-
	青 葉 区	4	5	1	4	0	0	0	100.0%
	宮 城 野 区	6	11	11	0	0	0	0	100.0%
	若 林 区	3	4	3	1	0	0	0	100.0%
	太 白 区	4	4	1	2	0	0	1	100.0%
泉 区	2	5	4	1	0	0	0	100.0%	
会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	-	
議 会 の 議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	-
教 育 委 員 会	5	8	4	3	0	1	0	0	100.0%
人 事 委 員 会	3	4	3	0	0	1	0	0	100.0%
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	-
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	-
農 業 委 員 会	1	4	4	0	0	0	0	0	100.0%
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	-
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	-
交通事業管理者	2	6	6	0	0	0	0	0	100.0%
ガス事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	-
病院事業管理者	47	78	74	0	0	2	0	2	100.0%
消 防 長	5	8	5	0	0	2	0	1	100.0%
合 計	140	279	199	64	3	9	0	4	98.9%

※ 開示率 = (B+C) / (A-E-F-G) × 100

3 請求内容の内訳

個人情報開示請求の対象となった公文書の内訳は、次のとおりです。

(単位：件)

請求内容	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
医療、福祉に関する文書	121	119	94
教育に関する文書	197	22	5
戸籍、住民票等に関する文書	23	15	15
消防、救急に関する文書	8	9	3
その他の文書	33	28	23
合計	382	193	140

4 非開示・一部開示理由の内訳

非開示又は一部開示をした事例における非開示理由は、次のとおりです。

(単位：件)

第17条	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
第1号（法令秘情報）	6 (5.2%)	4 (4.9%)	5 (6.9%)
第2号（個人情報）	90 (77.6%)	41 (48.8%)	49 (68.1%)
第3号（法人情報）	2 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第4号（公共の安全及び秩序の維持情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第5号（国等協力関係情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第6号（行政運営情報）	17 (14.6%)	31 (36.9%)	18 (25.0%)
第7号（未成年者等の権利利益を害するおそれがある情報）	1 (0.9%)	8 (9.5%)	0 (0.0%)
第8号（死者の正当な利益を害するおそれがある情報）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	116 (100.0%)	84 (100.0%)	72 (100.0%)

(注) 文書1件について複数の非開示理由があるものは、重複して計上しています。

5 口頭その他の方法による開示の実施状況

実施機関が定める開示請求については、口頭その他の方法により行うことができます。
令和2年度の口頭その他の方法による開示の実施状況については、次のとおりです。

(単位：件)

実施機関	個人情報の種類	開示をした内容	請求件数
教育委員会	市立中等教育学校入学者選抜適性検査の成績	適性検査（総合問題Ⅰ、Ⅱ、作文）の得点	169
	市立高等学校入学者選抜検査（第一次募集及び社会人特別選抜並びに第二次募集）の成績	学力検査の教科別得点及び学校が独自に実施した種目の得点又は評価	689
人事委員会	職員採用試験（大学卒程度（福祉・技術系）・獣医師・心理・保健師）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点，面接試験及び論述試験の得点，順位並びに総合得点	8
	職員採用試験（大学卒程度（事務）・消防士（大学の部）・文化財主事）の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点，面接試験及び論述試験の得点，順位並びに総合得点	89
	職員採用試験（社会人経験者（事務・技術系））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点，面接試験及び論述試験の得点，順位並びに総合得点	89
	職員採用試験（大学卒程度・社会人経験者・獣医師・心理・保健師・消防士（大学の部）・文化財主事）の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論文試験及び面接試験の得点，順位並びに最終得点	44
	職員採用選考（回転翼航空機操縦士）の考査成績（不合格者に限る）	考査の順位及び総合得点	0
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・動物飼育員・歯科衛生士・消防士（高校の部））の第一次試験の成績（不合格者に限る）	教養試験及び専門試験の粗点・得点，順位並びに総合得点	67
	職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度・保育士・栄養士・動物飼育員・歯科衛生士・消防士（高校の部））の第二次試験の成績（不合格者に限る）	論作文試験及び面接試験の得点，順位並びに最終得点	21
	障害者を対象とした職員採用選考の第一次考査の成績（不合格者に限る）	粗点・得点及び順位	1
	障害者を対象とした職員採用選考の第二次考査の成績（不合格者に限る）	作文考査及び面接考査の得点，順位及び最終得点	9
	職員採用選考（医師）の成績（不合格者に限る）	順位及び総合得点	0
合 計			1,186

6 訂正請求の件数及び処理状況

令和2年度においては、訂正請求はありませんでした。

7 利用停止請求の件数及び処理状況

令和2年度においては、利用停止の請求はありませんでした。

8 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理状況

仙台市個人情報保護条例の規定により、個人情報の取扱いに関し、仙台市個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項の令和2年度の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

条 文	審 議 事 項	案 件
第7条第2項第9号	本人以外から個人情報を収集する場合	0
第7条第3項	思想信条等に関する個人情報を収集する場合	0
第9条第2項	個人情報を本市及び国等以外のものに経常的に目的外提供する場合	0
第10条	思想信条等に関する個人情報を電子計算機処理する場合	0
第11条	個人情報の電子計算機処理において通信回線による電子計算機結合をする場合	2
第44条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に関する事項	1

9 審査請求の状況

個人情報開示制度に係る開示決定等に対する審査請求の件数及び仙台市個人情報保護審議会への諮問数は、次のとおりです。

(1) 開示請求

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
審査請求の件数	28	69	1
個人情報保護審議会への諮問数	2	5	8

(2) 訂正請求

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
審査請求の件数	2	2	0
個人情報保護審議会への諮問数	0	2	2

(3) 利用停止請求

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
審査請求の件数	0	0	0
個人情報保護審議会への諮問数	0	0	0

仙台市個人情報保護審議会の運営状況

仙台市個人情報保護審議会の開催状況

仙台市個人情報保護審議会は、令和2年度に計10回開催されました。その開催状況は次のとおりです。

	開催日	審議内容
第1回	R2.5.19	<ul style="list-style-type: none">・意見を求める案件第127号の審議・意見を求める案件（特定個人情報保護評価）第19号の審議・諮問第41号及び同第42号の審議
第2回	R2.6.23	<ul style="list-style-type: none">・意見を求める案件第127号の審議・意見を求める案件第128号の審議・諮問第41号及び同第42号の審議
第3回	R2.7.28	<ul style="list-style-type: none">・諮問第43号，同第44号，同第45号，同第46号及び同第47号の審議
第4回	R2.8.27	<ul style="list-style-type: none">・諮問第43号，同第44号，同第45号，同第46号及び同第47号の審議
第5回	R2.9.4	<ul style="list-style-type: none">・諮問第43号，同第44号，同第45号，同第46号及び同第47号の審議
第6回	R2.10.15	<ul style="list-style-type: none">・諮問第43号，同第44号，同第45号，同第46号及び同第47号の審議
第7回	R2.12.7	<ul style="list-style-type: none">・諮問第43号，同第44号，同第45号，同第46号及び同第47号の審議
第8回	R3.1.19	<ul style="list-style-type: none">・諮問第48号，同第49号，同第50号，同第51号及び同第52号の審議
第9回	R3.2.18	<ul style="list-style-type: none">・諮問第48号，同第49号，同第50号，同第51号及び同第52号の審議
第10回	R3.3.25	<ul style="list-style-type: none">・諮問第48号，同第49号，同第50号，同第51号及び同第52号の審議

資 料

- 1 審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）
- 2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和2年度）
 - (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
 - (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項

1 審査請求の処理状況（平成30年度～令和2年度）

平成30年度以降に仙台市個人情報保護審議会に諮問した審査請求は、次のとおりです。

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
34	H30. 4. 18	株式会社〇〇〇〇の平成 30 年 3 月 14 日付「報告書」	一部開示	第 2 号 個人情報	①H30. 4. 26 ②H30. 5. 25 ③H30. 6. 7	水道局 給水部 給水装置課	H31. 2. 28 原処分妥当	H31. 3. 11 棄却
35	H30. 3. 30	(1) 学校生活アンケート (2) 5月に本人が関わった生徒指導の記録（担任の聞き取りノート） (3) 5月に本人が関わった生徒指導の記録（学年主任または生徒指導担当の記録ノート） (4) (1)のアンケートに基づく担任または生徒指導担当の指導記録 (5) 平成26年度9月・10月の〇〇さんへの聞き取り調査記録	(1) 一部開示 (2)～(5) 非開示	(1) 第 2 号 個人情報 (2)～(4) 不存在 (5) 第 2 号 個人情報 第 6 号 行政運営情報	①H30. 4. 13 ②H30. 7. 31 ③H30. 8. 28	教育局 学校教育部 教育相談課	-	H31. 1. 15 審査請求取下げ
36	H30. 10. 9	〇〇中事案に係る調定 認否案（第1準備書面）	一部開示	第 2 号 個人情報	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 18 ③R元. 5. 8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 2. 20 原処分妥当	R2. 3. 24 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
37	H30.10.9	○月○日 (○) 事故報告 第一報	一部開示	第2号 個人情報	①H30.12.10 ②H30.12.18 ③R元.5.8	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.2.20 原処分妥当	R2.3.24 棄却
38	H30.10.9	<p>学校長は、平成○年○月○日に面談した際に手持ちした文書（メモ）を読み上げている。当方と○○○○担任とのやり取りは少なくとも10回以上も行われている。担任は被害生徒○○○○や母親に対して、「ダメです」「上の方に聞いてみます」「やっぱりダメでした」「吹奏楽顧問からもダメだと言われている」「○○学年主任や○○○○教頭からもダメだと言われている」等々と回答している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録。</p>	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R元.9.20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.5.19 原処分妥当	R2.6.10 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
39	H30. 10. 9	被害生徒〇〇〇〇が自ら担任に申告した他、母親が「どうして登校すること自体が叶わないのか」「部活動から登校することを認めてほしい」「他の生徒らは部活動からの登校について認められている」「遅れながらも登校し、学級に入りたいと言う〇〇〇〇を認めてあげてほしい」「なぜ〇〇〇〇だけが、遅れながらも登校することを許されないのか」「上の方も登校すること自体をダメだと言っているのか」「上の方にも確認してほしい」「いじめなどがあり学級の状態が悪いので、学級の雰囲気を改善してほしい」「学級の状態を何とかしてほしい」「〇〇〇〇や〇〇〇〇について指導してほしい」「どうして登校しようとする意欲を削ぐのか」等々について申告している。また、父親も平成〇年〇月〇日に同学校を訪れ、〇〇〇〇教頭との面談において上記のことについての苦情を申告している。このことに関して「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した」ことに係る記録。また、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録。	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R元. 9. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 5. 19 原処分妥当	R2. 6. 10 棄却
40	H30. 10. 9	〇〇〇〇主幹教諭が、「不適切な指導及び言動」を行ったことに係る顛末書（記録）	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R元. 9. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 5. 19 原処分妥当	R2. 6. 10 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
41	H30. 12. 18	〇〇〇, 〇〇〇〇聴き取り	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31. 1. 11 ②H31. 1. 18 ③R元. 12. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 7. 28 原処分妥当	R2. 8. 6 棄却
42	H30. 12. 18	〇月〇日(〇) 事故報告書第一報	非訂正	過去の一時点における 事実を記録することを 目的として作成された 文書であるため。	①H31. 1. 11 ②H31. 1. 18 ③R元. 12. 20	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 7. 28 原処分妥当	R2. 8. 6 棄却
43	H30. 10. 9	市教委が『要求(回答)に応じられ ない旨の回答』を作成した際に行わ れた会議録(発言者名も全て)」	非開示	不存在	①H30. 12. 10 ②H30. 12. 26 ③R2. 7. 15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 12. 24 原処分妥当	R2. 12. 28 棄却
44	H30. 11. 5 H30. 12. 13 H30. 12. 18 H31. 1. 4 H31. 3. 13	(1)「担任〇〇教諭が、いじめ被害生徒 〇〇から聴き取った記録メモには『加 害主犯学級委員生徒と同学級6名生徒 の名前』や『他のクラス3名生徒』等 と記載があり、いじめは、集団暴行傷害 事件及び集団わいせつ行為事件であつ たことは容易に読み取れることであ る。これらを記録した指導記録及び調 査記録等々」及び「教諭, 学校及び市 教委が作成した記録文書又はそれらの 保有する関係文書記録」以下(2)~(7) 略	非開示	不存在	①H30. 12. 28 H31. 2. 12 H31. 3. 5 R元. 5. 10 ②H31. 1. 9 H31. 2. 27 R元. 5. 17 R元. 6. 11 ③R2. 7. 15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2. 12. 24 原処分妥当	R2. 12. 28 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
45	H30.10.9	(1)「市教委が、『いじめ報告(念書)』と『いじめ詫び状(念書)』等の文書コピーを学校側から收受した月日が分かるもの。また、その文書を教育相談課長が、〇〇中学校校長から受け取った『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通に係る保存文書のコピー」 (2)「市教委が、『いじめ報告(念書)』『いじめ詫び状(念書)』『念書』等4通の文書内容を取り上げた全ての会議記録(発言者名も全て)」	非開示	不存在	①H30.12.10 ②H30.12.26 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却
46	H31.2.27	(1)「〇〇教諭がパソコンで打ち込みを行い作成した(清書した)『〇〇様へのいじめの件について(報告)』、『同(お詫び)』、『〇〇様へのこれまでの対応と現状について』に係る3通の文書のデータの原本及び紙媒体の原本」 (2)「『〇〇教諭が、〇〇父・申立人父間で相談した結果を踏まえた修正版の文書を、パソコンで打ち込みを行った(清書した)』後に、学校側が事実調査確認を行い、記録文書を作成したり、会議録文書等に記録に残したりした、文書記録等」	非開示	不存在	①R元.5.7 ②R元.6.11 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
47	H30.10.9 H31.3.13	(1) 「関係教職員から事情聴取した結果、『学校不適應の原因や欠席の理由を〇〇とのわだかまりが原因』と認定したことについて、いじめの事実及びその対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書又はそれらの保有する文書」 (2) 「実施機関が別件開示請求に対し『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容から、そのように判断している。』と回答（一部文書開示）していることについて、上記記載に係る『担任や学年主任が、申立人から当時聴いていた内容の聴き取り調査記録』（以下略）」	非開示	不存在	①H30.12.10 R元.5.10 ②H30.12.26 R元.6.11 ③R2.7.15	教育局 学校教育部 教育相談課	R2.12.24 原処分妥当	R2.12.28 棄却

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
48	H30.11.21	平成〇年〇月、いじめ被害生徒〇〇〇〇は、音楽の時間にグループを組むことになったが、組む相手がいなくてひとりぼっちになってしまい、泣いてしまった。当方母親は、息子〇〇〇からその件を聞いて、〇〇教頭に電話で報告した。その後、〇〇教頭から話を聞いた担任の〇〇教諭から母親に電話がかかってくる、いじめ被害生徒〇〇〇〇が音楽の時間に仲間外れにされて泣いてしまったとの報告があったので、母親は『今後そのような仲間外れになることがないように、自分もいじめ被害生徒〇〇〇〇を頑張る励ますので、学校側も注意して欲しい』との要望を伝えた。〇〇中学校が、上記『音楽の時間に行われたいじめ』に係ることについて、教頭が担任に対して指導助言を行い、担任から音楽科担当に対しても事実確認を行っている。また、担任は『仲間外れにされた件』をいじめ被害生徒〇〇〇〇に対して事情聴取を行い、当方母親と事実認識の共有を行っている。これらに関して、教頭、教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）並びに学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）	非開示	不存在	①H31.1.15 ②H31.1.25 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
49	H30.11.21 H31.2.27 R元.6.4	(1) 「いじめ被害生徒〇〇〇〇が、〇〇高等学校に入学の際、〇〇中学校から〇〇高等学校へ提出及び提示された『いじめや不登校に係る引き継ぎ関係文書』及び『学校側控（コピーやパソコン等で作成された文書）』。また、引き継ぎの際、参考とした『いじめに関する基礎資料関係文書』や『引き継ぎ書の下書き時に参考とした文書（資料）』及び『引き継ぎ書の下書き』など」、「〇〇中学校が、引き継ぎを行った経緯や引き継ぎに関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）」及び「学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）」以下(2)～(9)略	非開示	不存在	①H31.1.15 H31.3.29 R元.5.7 R元.7.17 ②H31.1.25 R元.6.11 R元.7.18 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課		
50	H30.12.13	加害主犯〇〇に係る『悪質で継続したいじめ事案』は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る『いじめの重大事態が発生したケース』として取り扱うべき事案である。しかし、なぜ、本日まで放置・隠蔽されてきたのだろうか。〇〇中学校内や市教委内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）	非開示	不存在	①H31.2.12 ②H31.2.27 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課		

諮問 番号	請 求 年月日	文 書 件 名	原 処 分	非開示及び非訂正 の理由	①原処分 ②審査請求 ③諮問 の各年月日	担 当 課	答申年月日 審査会の判断	行政不服審査法に よる決定又は裁決 年月日・内容
51	H31.1.25	「〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・ 〇〇小教諭）関連」の訂正（追加） 請求	非訂正	個人情報の利用目的の 達成に必要な範囲を超 えるため	①H31.2.22 ②R元.5.17 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課		
52	R元.11.27	「令和元年11月14日付けH31教学 相第497号により開示した資料『令 和元年5月7日H31教学相第221号 個人情報開示請求に係る非開示決定 について』及び『令和元年5月10日 H31教学相第231号個人情報開示請 求に係る非開示決定について』」の 訂正請求	非訂正	・訂正請求の対象とな る「事実」にはあた らないため ・個人情報の利用目的 の達成に必要な範囲を 超えるため	①R元.12.27 ②R2.1.8 ③R3.1.14	教育局 学校教育部 教育相談課		

2 仙台市個人情報保護審議会に意見を求める案件の概要（令和2年度）

(1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

番号	事務の名称及び内容	意見を求める取扱いの種類及びその取扱いをする理由	個人情報の内容	対象者等	審議会の意見の概要
127	仙台市コールセンター開設準備・運用業務	電子計算機の結合（第11条）	(1) コールセンターの応対履歴 ・問い合わせ内容に含まれる市民等の氏名、住所等 ・業務従事者の氏名 (2) コールセンター業務従事者のシフト表 ・業務従事者の氏名	コールセンターに問い合わせをした者及びコールセンター業務従事者	相当と認める。
	市政に関する定型的な問い合わせを一元的に受け付けるコールセンターを開設するもの。 コールセンターの運用にあたって、FAQ及びコールセンターの応対履歴並びに業務従事者のシフト表をクラウドサービスにより管理する。	クラウドサービスの利用により応対履歴の随時の確認が可能となり、市民からの苦情等に迅速に対応することができる。 業務従事者のシフト表を、通信回線を介して受領することで、業務量の予測等の業務が効率的かつ安全に行うことができる。			
128	感染症発生動向調査における「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の利用	電子計算機の結合（第11条）	(1) 患者・接触者及び支援関係者の基本情報 患者の氏名、性別、生年月日、住所等 (2) 検査・診断に関する情報 検査の結果、発症年月日、入院の有無等 (3) 宿泊療養・自宅療養に関する情報 医療機関名、経過観察を行った日付及び結果等 (4) 感染源特定・行動歴等に関する情報 感染リンクの有無等 (5) 発生届に関する情報 報告年月日、診断時の症状等	感染症法第12条の規定に基づき、医師から本市の保健所に届出のあった新型コロナウイルス感染症患者（疑いを含む。）及び濃厚接触者	相当と認める。 ただし、本システムでは個人の健康状態に関する情報等、その保護に特に配慮を要する情報が取扱われ、かつ国、都道府県及び市町村の保健所並びに医療機関など多くの機関が関わるシステムであることから、その利用に係る本市実施機関としての責任の所在を自覚するとともに、法令その他に定める情報の利用範囲を遵守し、個人情報の本人の権利利益を損なうことのないよう、情報の保護に万全を期すこと。
	新型コロナウイルス感染者等の情報について、医師からの保健所への届出及び保健所からの県への報告をクラウドサービスにより行う。また、入院退院状況の把握や、自宅等で療養中の患者の健康フォローアップについて、各機関や患者本人が同システムを利用し情報共有を図る。	これまでファクシミリや電話等で授受を行い、保健所において手入力していた情報を、各機関や患者が直接当該システムに入力できるようになることから、保健所における業務負担の軽減や事務の効率化が図られる。			

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に関する事項

番 号	評価実施機関	特定個人情報ファイルを取扱う事務の名称	評価の種類	審議会の意見の概要
特定個人情報 保護評価書19	仙台市長	国民健康保険に関する事務	全項目評価	相当と認める。

仙台市の情報公開・個人情報保護

発行 令和3年11月

仙台市総務局総務部文書法制課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022-214-1209